

奨学金滞納増 1億5100万円

利用者3割該当 県が回収強化

県の奨学金制度で、二〇一五年度末時点での滞納額が一億五千百万円に上ることが県のまとめで分かった。ここ二二年で三千四百万円増えた。返還義務のある人の約三割が滞納しており、県教委高校教育課は支払い能力がある滞納者からの回収を強化している。(高橋雅人)

15年度末時点

制度では高校生から大学院生までを対象に、月額一万八千円〜十一万七千円を無利子で貸与。給与所得が七百万円未満の世帯が目安となる。卒業の半年後から返還が始まり、十年間です

べて返すことになっている。同課によると、一五年度末時点で貸与を受けているのは現役の学生も含めて千六百八十六人。のうち四百九十六人の返還が

滞っている。滞納額はデーターが手元に残る一三年度末時点の一億一千七百万円から二二年間で大幅に増えた。

背景には、〇五年度から高校の奨学金事業が日本学生支援機構から各都道府県に移管されたことがある。同課の担当者は「(〇八年の)リーマン・ショックのころには高校生でも借りる人が多かった」と指摘。「貧困の問題が背景にあるかは分からないが、若いうちに計画的に返すのは難しい」と分析する。原資となる県奨学育英基

金の現金残高は一五年度末で、約三億六千六百万円。県監査委員も滞納額の増大を問題視し、審査で県に対して早期回収に努めるように指導した。

県は本年度から返還指導員として、嘱託職員一人を配置。同課の職員らが本人らと面会し、保護者も含めた経済状況を確認した上で、返還を促している。滞納者が音信不通になったり、返済を拒否したケースはないといい、担当者は「回収を強化し、滞納額が減るように努めたい」と話している。